

年 月 日

鹿児島県知事

殿

事務所の所在地

宗教法人

代表役員

代表役員（代務者）住所変更届

このたび、代表役員(代務者)の住所を変更し、宗教法人法第53条の規定による登記をしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

記

新	旧